

平成 29 年 9 月 22 日
九州産交バス株式会社

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」のご報告

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」で当社が認定されました！

弊社では、今回安全性の高い貸切バス事業者として、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を受けました。

この制度は、貸切バスをご利用いただくお客様や旅行会社にとって、利用しようとする個々の事業者が安全性の確保のための取組を適切に行っているか否かを判断することは難しいことから、公益社団法人日本バス協会において、事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行うものです。

これにより、ご利用いただくお客様や旅行会社がより安全性の高い事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全なサービスの提供を寄与する事を目的としています。

評価認定は、下記評価項目について日本バス協会が書面および訪問審査を行い、日本バス協会に設置された学識経験者、有識者、国土交通省、日本バス協会により構成される「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」において、評価認定されます。

【主な評価項目】

- ・ 運行管理や車両整備等の安全性に対する取組状況
- ・ 事故および行政処分の状況
- ・ 運輸安全マネジメントの取組状況

【シンボルマーク】



認定を受けた貸切バス事業者に対しては、バス車両貼り付け用の「SAFETY BUS」シンボルマークステッカーが交付されます。シンボルマークの星の数は、認定初年度は星1つ、以降2年後ごとの認定審査の際、取組状況により星の数が1つずつ増え、最高星3つとなります（平成23年度から開始された制度です）。